

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年10月1日（金）定例会閉会后 議場

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）今 城 雅 子
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 門 脇 一 男
土 光 均 又 野 史 朗

欠席委員（0名）

議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 長谷川次長兼課長 大塚課長補佐兼総括主計員 安田主任

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

石橋議員

報道関係者0人 一般0人

協議事件

- 1 12月定例会の日程について
- 2 米子市議会基本条例の検証について
- 3 その他

~~~~~

### 午後3時08分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、12月定例会の日程についてでございます。

資料1を御覧ください。こちら、持ち帰りいただいて確認をとということにしておりますが、こちらの内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田委員長 では、確認取れましたので、12月定例会は、資料1の日程に沿って行うものといたします。

ここで執行部の皆様は退席ください。

〔執行部退席〕

○稲田委員長 それでは、協議事件2、米子市議会基本条例の検証についてを行いたいと思います。

まず冒頭、これまでの中で、会議の公開について及び陳情の提出者についてという、こ

の2点に関しまして確認を要したものがございましたが、見解を述べる準備ができましたので、それを述べます。

では、松下事務局長。

**○松下事務局長** さきの議会運営委員会において、土光委員から御質問がありました2点につきまして御回答申し上げます。

初めに、米子市議会基本条例第5条第2項では、「議会は、本会議及び委員会のほか、全ての会議を原則公開とする。」と規定されているが、この項において全員協議会は含まれるのかという御質問でございました。これにつきましては、土光委員おっしゃいますとおり、全員協議会も含まれるという解釈でございます。

次に、米子市議会基本条例第5条第4項では、「議会は、請願及び陳情を市民からの政策についての提案として受け止め、これらの審議等に当たっては、当該請願又は陳情を行った者から説明を聴く機会の確保に努めるものとする。」と規定されているが、この項において陳情の提出者を市内に限定するのか、それとも市内、市外を問わないという解釈なのかという御質問でございました。御質問の中で、以前、事務局からも説明を受けたということがございましたので、こちらのほうで確認しました。この条文につきましては、土光委員おっしゃいますとおり、令和2年2月の議員研修会において、事務局から、市外の方から提出があっても市民から出たものとして受け止めるという説明をしております。以上でございます。

**○稲田委員長** ということで、回答させていただきたいと思います。

それでは、検証のほうに入ってまいりたいと思います。

評価表の6ページになります。第7条第1項から始めます。ちょっと間が空きましたので、やり方のほうを復習しながら行きたいと思いますが、まずは事前にこちらに記載してあります各会派の意見で、説明が、補足が必要なものがあれば各会派からお願いします。なければなしとおっしゃってください。それが終わりましたら、今度は他の会派が記述されてることに対して、こういうことを聞いてみたいんだということにしたいと思います。それが終わりましたら、AなりBなりの評価の調整に入っていきたいと思います。それではよろしくお願いします。

それでは、第7条第1項ですが、蒼生会から何か説明の加える点ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** ないですね。

次、よなご・未来のほうからございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 公明党からはどうでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** じゃあ、こういう聞き方……。信風、いかがでしょうか。

〔「ありません」と声あり〕

**○稲田委員長** 共産党、いかがでしょう。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 政英会さんは。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

次、今度は会派間で何か質問等がございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** そういたしますと、これAまたはBということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

よなご・未来がBとなっておりますので、もう少し補足の説明をいただけたらと思えますが。

土光委員。

○**土光委員** 書いてるとおりなのですが、補足というと、全員協議会、活用をもっとすべきというのは、これまでも実際いろんな案件について全員協議会で議論されてるというのは、それは私も評価しています。もっと活用すべきという意味は、もっと様々な案件、一院クラブでいろいろ書かれてますけど、もっと幅広い案件を全員協議会で説明、議論の場にしてみいいのではないかなという思いでこういう記述をしました。ただ、実際、現状として全員協議会でいろんな案件が議論されてるというのは、私もそういうふうに思っています。

○**稲田委員長** そういたしますと、特に今お話を伺う中で、何か欠点があったとか、非常に後ろ向きであったというようなことがないようであれば、Aに歩み寄っていただくことは、土光委員、可能でしょうか。

土光委員。

○**土光委員** はい、構いません。

○**稲田委員長** では、Aで決定としたいと思います。

続きまして、第7条第2項に移ります。

こちら、先ほどは一つ一つ会派を指名いたしましたので、どうでしょうか、もう補足がある委員の方ということにさせてもらっていいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 補足のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** ないですね。

次、会派間で確認したいこと、他会派と確認したいことがございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** こちらは、Aと、よなご・未来さんが対象外ということだったので、また一応、土光委員のほうから対象外に至った経緯等をまずは聞かせていただいでよろしいでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** 書かれていることがある意味で当然なことで、普通のこと、やられているのではないかとあって、あえて評価しなくてもいいのかなと思いました。ただ、実際、今、私、普通のこととしてやられているというふうに言ったんですが、だから、そういった意味でほかの会派の皆さん、一院クラブ以外ですが、A評価にされていて、特にそれに異議を唱えるものではありません。

○**稲田委員長** ということは、土光委員、Aでもよいという見解でよろしいですか。

〔「はい」と土光委員〕

○**稲田委員長** そういたしますと、Aで決定ということで、皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、7ページとなります。第8条です。

こちら、まずは補足等あれば委員の皆様、お願いします。

ないようでしたら、他会派への確認等、質問等があればお願いいたします。

ないですね。

これも、すみません、土光委員、先ほどと一緒に対象外となっておりますが、一応見解なりを求めておきたいと思いますが。それともAで決定というふうな流れでもよいでしょうか。

土光委員。

○**土光委員** 条文自身は何々を行うものとするということで、先ほどとほぼ同じです。当然のことで、これを記入するときはあえて評価する必要もないのかなというふうに思ったのですが、一院クラブ以外でA評価にしています。それに特に異議があるわけではないです。

○**稲田委員長** ということはAで決定でよろしいですね。

では、皆さん、これは、8条はAで決定としたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、9条第1項に移ります。

こちら委員のほうから補足がありますでしょうか。

ないですね。

あとは、他の委員、他の会派への確認、質問。

よろしいですね。

こちら、すみません、土光委員、何度も登場いただいて恐縮なんですけど、私が趣旨としてはこれまでと同じで対象外にされるか、もし……。

土光委員。

○**土光委員** これも前条に関しての私の考えとほぼ同じです。委員会は適正に判断しなければならぬということで、もう当然の内容のことで、適正に行われていないというふうにあえて思わないので、A評価で特に異論はありません。

○**稲田委員長** では、皆様もAで決定でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 次、9条第2項に移ります。

こちらはもう最初に言うまでもなくAとBに分かれておりますが、これについて、各委員から補足の説明ございますでしょうか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 前回までと同じく、機械的にうちの会派、A、B、Cで8割超えてるだろうってことでAにさせていただきます。以上です。

○**稲田委員長** ほか、説明を付け加えておきたいところございますか。よろしいですか。

次は他の委員、他の会派に書いてあることで御質問等ありますでしょうか。

そういたしますと、あとは、これAとB、両方ありますが、では共産党さん、又野委員に伺ってよろしいでしょうか。何かもう少し、Bに至った理由をお聞かせいただければと思います。

**○又野委員** そうですね、ここに書いてあるそのとおりなんですけれども、これまでの実績を見ると、中国電力さんですとか防衛省さんですとか、それが同じようなところからばかりなので、違ったやっぱり角度からも意見を聞いた上で委員会としても考えていく必要があると思ったので、実際にこういう参考人制度としては実績はあるんですけれども、その中身についてもっと充実させるべきだと思って私はBに、私の会派としてはBにさせていただいているところで、Bでお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** 同じく、土光委員、Bに至った理由をお聞かせいただければと思います。

**○土光委員** 理由としては、先ほど又野委員が言われました。基本的に同じです。実績でいろんな、何回もというか、参考人で招いてるという実績はありますが、もう少し、例えばだけど、委員会でいろんな案件議論していて、この辺がよく分からないとか、そういった議論の中で、これはやっぱり専門家にちょっと意見を聞いてから議論を進めたほうがいいとか、陳情審議する場合も、必要によってはこの分をはっきりさせてからということ参考人を呼ぼうとか、そういうふうに柔軟に参考人制度、もうちょっと活用したらいいなというふうに思っています。

それから、公聴会制度の実績ないので、これやはり広く市民の意見を聞く方法としてこういった制度、これはぜひ活用、もっと活用すべきというふうな思いでBにしました。

**○稲田委員長** お聞きしておりますと、何か、先ほど言った欠点だったとか、マイナス点があったというよりは、部分によっては将来に向かってもっと活用すべき、充実すべきというようにも聞こえました。ですので、Aをつけられてる会派は、恐らくですが実施すべきところは実施してきたのでAに至っている。Bにされたところは、それは認めるんですけども、まだもう少し伸び代があったのではないかというようなところかなと思います。

どういたしましょう。もう少し委員で議論をされるか、持ち帰りの件数が増えるのも後々の負担が大きくなるので、もう少し、あとは委員の皆さんのほうで意見をちょっと出していただくと助かりますが、いかがでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** これは、私はA評価でなくて、B評価をやはり今でも思います。なぜかというと、A評価にすると、ちゃんとやってるんじゃないかという感じに見えてしまうので、やはりもっと参考人、必要に応じて議会から呼ぶ。それから、実際私の経験ですけど、委員会でこういった案件でこういう人を参考人で呼びたいという提案したときも、多数決で否決されたこともあるので、もっととにかく議論をするための専門家の意見を聞くという意味でもっと活用すべきという思いです。

それから、繰り返しになりますが、公聴会制度の実績ないので、それはやはり今のままでは必ずしもA評価には値しないという意味で、そういう思いがあるので、B評価というふうに私は思っています。

**○稲田委員長** そういたしますと、逆にA評価をつけていらっしゃる会派で、だからAなんだという理由、あるいはBに歩み寄ってもいいとか、そういった意見があれば教えていただきたいですが、もしないようでしたらAまたはBで持ち帰りということにさせてもら

おうと思いますが。

持ち帰りでもよろしいでしょうか。

今城委員。

**○今城委員** 私は、今、委員さんがおっしゃったことを、委員長もおっしゃったことを考えますと、全体的にこの条文にあるということについて、必要であるべきことというのは行われている。先ほど蒼生会さんもおっしゃいましたけど、8割がAだということを考えると、私たちもその辺で会派としてもAということにしております。

ただし、例えばこれまでの議論のところでも、A評価ということに委員としては考えてもいいけれどということ、少し付言というか附帯のところ、例えば必要でないものとか、どこを必要とするのかという、会の開き方とか呼び方とかということも検討していかないといけないということもありますし、もう一つ、やはり私が個人的に感じたりするところっていうのは、例えば県がこういうような事業をやりました、そこに米子市もオブザーバーであったり、それをともにする立場でやってきましたというものの報告という形のことを委員会等ですることがあるんですけども、結局はこのように言われましたみたいなことが多かったりすることもあるなって。それで、本当に必要であるならば、委員長や当局とも相談しつつ、県であるとか、そういう主体となるところが説明するべきなんじゃないのと思うようなときもあったかなというふうには思いますので、そういうところも含めて、もう少し附帯の部分で今後検討するのはどうかなというふうには私は思っています。以上です。

**○稲田委員長** どうでしょうか。戻りますが、意見を言っていたくのはもちろん構いませんし、もしそうでなければAまたはBで持ち帰りということによって……。

では、持ち帰りでもよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、AまたはBで持ち帰り願います。

次に進みます。

9条第3項です。こちらA、Bと分かれておりますので、委員の皆様から何か追加の説明等ございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 書いてることを補足しますと、例えば委員会で、条文で、その審査に当たっては資料等を積極的に公開ということ、これ、傍聴に来ると基本的に同じ資料を配られていると思います。ただ、例えば逆に言うと、傍聴に来ないと委員会で配付された、使われた資料は市民は今の時点では見る方法がないと思うので、そういった条文でこういうふうにある以上は、市民がそれを見ることができるようということで委員会の資料、今議事録は公開されていますけど、併せてそのとき使われた資料も公開してもいいのではないかという思いでこう書きました。

**○稲田委員長** 他の会派の意見を確認したい等ございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** では、こちらですけども、ちょっと私もこれを見るに、要はもともとの条文に、積極的にはございますが、インターネット上でとか、そういう記載がないものから、要は傍聴に来られた方には恐らく漏れなく資料は配付されてるものでありますの

で、そちらの面から解釈すると恐らくAか限りなくAに近いものだと思いますし、インターネットという媒体をも定義づけられていらっしゃるんですけど、もうこの条文にはもともとそれが入っているという立ち位置だと確かにBになるかもしれませんが、さあ、果たしてインターネット、要はネットと書いてインターネットでいいかと思いますが、そこをどう解釈するかだと思います。多分傍聴に来られた方に資料を配付してますんで、その点はもうAには間違いないんじゃないかなとは思っています。すみません、たくさんしゃべって恐縮ですが、という点も踏まえて、AからBないしはBからAに歩み寄りなどがあれば非常に助かりますが。多分これ持って帰っても論点は今のところじゃないかなと思ってまして、何かちょっと……。

土光委員。

**○土光委員** 条文は市民に分かりやすい議論で、傍聴に来れば資料も配付されて、その傍聴を見ながら聞くことができる。それはされていると思います。ただ、傍聴に来ることが、特に委員会ですから長時間、平日、傍聴に来ることができる市民はもう数が限られています。だから、傍聴者に対してはそういうことはやられていますけど、それ以外の市民は委員会の議論というか資料、知る方法が現時点ではない。多分要求すれば議会事務局が対応するんだろうけど、だから傍聴に来ることができない市民に対して、本当はネット中継云々という段階になるんですけど、今の時点で議事録は公開されています、ただ時期はずれますが。議事録だけ読んでも、資料を前提での議論の議事録なので、そんなときに資料がないと議論の中身がちゃんと理解することは難しいと思います。だから、少なくとも議事録を公開する時点、別に先行してもいいですけど、ネット等で資料を公開すれば、これ可能なことだと私は思っているんで、そういったことは積極的に公開というところで、できることはするという考え方でホームページ等でやっぱり公開すればいいと思うし、それはできることだと思うし、ただそれは今やられてない。だからB評価というふうに思います。

**○稲田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 先ほど土光委員さんが、今できること、今やれることを全部するっていうふうにおっしゃってたんです。で、私の認識がどうか分からないんですけども、委員会とかのインターネット中継どうするかというような感じの議論の間に、これ私、委員じゃなかったときの傍聴のときですけども、同時に委員会等の資料を全て事前公開するべきではないかというような意見があったときに、容量的に物理的に難しいところもありますというようなことをおっしゃってたような気がしまして、もしそうであるということであれば、現状できる範囲のところ、これは検証ですから今後せないけんとかそういう話ではなくて、実際この4年間どのようにやってきましたかという検証という立場からすると、物理的に全てのことが可能ではないということがあるということ的前提に、やれることを全てやっているということで、評価というものをやっぱりちょっと考えないといけないかな、この物理的な問題があるとすればというふうに思いますので、その辺のあたりがどうなのかなというふうに感じていて、A評価というふうにしていましたので、ちょっと確認ができるものでしたらあれですし、できないようでしたらちょっとまた持ち帰りなのか検討なのかなって思います。以上です。

**○稲田委員長** すみません、その確認まではちょっと今、至りませんので。

**○今城委員** ですね、です、です。

○**稲田委員長** ということは、これに関しては、またAまたはBで持ち帰りということによって皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、AまたはBで持ち帰りをお願いいたします。

土光委員。

○**土光委員** ホームページにそういった資料で容量的にとかいろんなことが可能かどうかは、追って議会事務局から報告いただけるということでもいいですね。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 調べまして、また御回答させていただきたいと思います。

○**稲田委員長** では、進みます。8ページになります。第10条第1項です。政務活動費のところですね。

こちら各委員から補足がありましたら。

次は委員同士での質問等なければ。

また土光委員、よなご・未来にお聞きいたしますが、これも対象外にされておりますが、いかがでしょうかという、歩み寄りとは可能かということですが。

土光委員。

○**土光委員** 歩み寄りとは可能です。特に問題があると思って評価外にしたわけじゃないので、あえて評価しなくてもいいかなと思った程度で、別にAが駄目というふうな積極的な意見はありません。

○**稲田委員長** では、こちら、皆さん、Aで決定ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 続きまして、第10条第2項ですね。これは一律Aでそろっておりますので、すみません、順序が早過ぎました。

まずは補足の意見ございますか。

それから、他の委員に聞いてみたいこともいいですね。

これはAでそろっておりますので、このままAで決定でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** じゃあAで決定といたします。

第10条第3項です。まずこれも委員のほうから補足の説明等ございますでしょうか。

続きまして、他の委員に聞いてみたいこと、確認したいことございますでしょうか。

そういたしますと、こちらはまたよなご・未来、土光委員に確認ですが、同趣旨でございますが、Aに歩み寄りとは可能でしょうか。

土光委員。

○**土光委員** 今、10の3なんですね。

○**稲田委員長** 10の3です。

○**土光委員** 2はもうみんなAだから、10の3に移ってるわけですね。

○**稲田委員長** はい、そうです。

○**土光委員** 評価表には評価外としたのですが、実は一つ前の整理表でちょっと記述があって、だから、ちゃんと書かなかったのはこちらが駄目なんです、ここではこういった意見があります。こういった条文そのものは政務活動費の改正で議員間で十分検討するも

のとするということで、この中で、他議会の状況も見て検討してみるべきという意見が会派の中でありました。だから、ちょっとこれはあったということを補足します。だから、ちょっと必ずしも十分に検討しているというふうには言えないかなと思うんですが、A評価の基準が8割という考え方でやってるので、A評価するとしても特に異論はないです。

**○稲田委員長** じゃあ皆さん、Aで決定ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 続きまして、第11条第1項の研修についてでございます。

まずこれも委員の皆様から追加の説明等あればお願いします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** これ、前回C評価がついておりまして、ここに記載のあるとおり、令和2年2月14日に行ったということで、速やかに研修を行われましたんで、このたびに関しましてはA評価とさせていただきます。

**○稲田委員長** ほかがございますでしょうか。

続きまして、他の委員に確認あるいは聞いてみたい等ございますでしょうか。

そういたしますと、公明党議員などでBがつけられてますので、記載がございしますが、改めて今城委員、何か説明をいただければと思います。

今城委員。

**○今城委員** 記載しております内容として、開催時期が改選後すぐでなかったというところもありましたので、前回の検証のときには速やかにというふうに言ってたと思ったんですが、そこの辺りでBというふうに評価はしておりますが、Aということで皆さんがおっしゃるようでしたらAでも構いません。ただし、附帯事項の部分として、ここにもありますが、議会としての議員としての防災研修やハラスメント研修というものも、議会のこの条例等の研修とともに何らかの形で今後はやっていかねばならないのではないかなというふうにも感じていますので、これは別の案件ですけれども、評価とは別ですが、この委員会なのか次なのか分かりませんが、やっぱり検討はしていかないといけないかなというふうには思っています。評価については構いませんので。

**○稲田委員長** 分かりました。同じくB評価をつけられております共産党の又野委員。

又野委員。

**○又野委員** ここで、実績のほうで新人議員研修、これはされておられて、あと、先ほどの今城委員のお話でもあったところでもあるんですが、防災研修、途中でなかなか災害時にどういうふうな対応をしたらいいのかっていうので、皆さん共通の認識ができてないということで何かされたってということとかがあったりしたので、それをちゃんと研修としてもうやる予定にしておくとか、そういうことが必要なんじゃないかなと。それと、この基本条例の理念とか中身についても、やはり全体で共有する場がきちんと設けられるべきなのじゃないかなと思ひまして、Bとさせていただきます。

**○稲田委員長** 次、よなご・未来、土光委員、対象外とされていらっしゃるんですが。

土光委員。

**○土光委員** ちょっと対象外にしたんですけど、改めて考えとか評価をこの場で言わせてもらいます。

私としては、公明党議員団が指摘している内容ということで、これに全面的に同意しま

すので、やっぱり速やかにはされていなかった。それから、それ以外の、これは共産党さんの意見も含みますが、もっと広い範囲で研修というのはやったほうがいいし、実際それはやられてなかったということでB評価というふうに思います。

**○稲田委員長** そうしますと、よなご・未来さんがB、公明党さんがBまたはAで、それから信風さんがA、共産党さんがB、政英会さんがAということで、AとB、また一つの会派の中でAまたはBとなっておりますが、あと逆にAのつけられているところでどこか御意見…。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほども申し上げたんですけど、多分皆さん同じ考え方だと思うんですが、我々のこの委員会メンバーの任期の前の任期の議会運営委員会の方々の検証のときに、C評価というふうになっておりまして、改選後に新人議員研修あったんですけど、その際は全議員対象ではなかった。その評価を受けまして、令和2年2月14日に全議員に対しても研修を行ったということで理解しておりまして、であれば、この後半の我々の任期であれば、8割以上達成と考えますのでAかなというふうに考えております。

**○稲田委員長** ほか御意見ございますでしょうか。今伺ってますとAの方とBの方が、論点は皆さんもう分かったかと思えますし、これはAまたはBで持ち帰るということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、AまたはBで持ち帰りをお願いします。

それから、第11条第2項ですね。こちらについても同じく委員から補足の説明があればお願いします。あとは他の委員に聞いてみたいことと。よろしいですね。

そうしますと、まずこれはBをつけられております、改めてになります、信風、安達委員から。

安達委員。

**○安達委員** 会派で議論する前に、自分個人の意見がちょっと強めにしゃべったために、きつめの評価になったかなと思っております。Aに近いBであったのは間違いなかった、会派的にはですね。ですから、BをAに変えてもという気はあります。補足します。

**○稲田委員長** はい、ありがとうございます。

次、よなご・未来、土光委員。また対象外となっておりますが、こちらはAなりなんなりに可能でしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 今改めて言いますが、実績見て、これは3回かな、やられているということは私は評価したいと思います。思いとしては、もっと様々なことに関していろいろ研修があってもいいのではないかなというふうな思いはあるのですが、実際やられたことに関する評価ということで、A評価としても特に異論はありません。

**○稲田委員長** そういたしますと、よなご・未来のほうでA、信風もBまたはAで、Aの歩み寄り可能と受け取りましたので、そういたしますとこれについてはAで決定ということで、皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、Aで決定いたします。

続きまして、第11条第3項でございます。

こちら委員のほうから補足の説明等ございますでしょうか。

あとは委員間で確認しておきたいことございますでしょうか。

そういたしますと、まずこれはBがついているのがよなご・未来と信風ですね。それぞれ説明をお願いしたいと思います。

よなご・未来、土光委員。

**○土光委員** Bにした理由は、専門的な知識を有する者から意見を聞くということに関して、実績としては同上というのがあるのですが、特に専門的な知識を云々で、これももっと幅広く、例えば一院クラブで書かれているように、地方自治に関しての基本的な研修を積み重ねる、そういったテーマとか、もっとあってもいいのではなかったかということでB評価です。

**○稲田委員長** 同じく信風、安達委員。

あ、そうか、同上ですね。お願いします。

**○安達委員** この評価につきましても、先ほどもありましたですが、かなりきつい評価に判断したところもありまして、Bっていうことにしましたが、BからAっていうのも今聞いて、皆さん、状態、今改めて知ること、Aということでも甚だありません。変えることに異議ありません。

**○稲田委員長** そういたしますと、土光委員、いかがでしょうか。先ほどの御発言で、もっとあったほうがよかったって、今を基準として過去できてきたかどうかということと将来に向かってということが、気持ちの上では皆さん将来も頑張る部分は御理解をいただけるとは思いますが、BをAに歩み寄るといようなことは可能でしょうか。

土光委員。

**○土光委員** A評価にして、コメントとしてもっと幅広い研修、先ほど私が言ったようなコメントをつけていただくということはいかがでしょう。

**○稲田委員長** 皆さん、よろしいでしょうか。

そういたしますと、Aで決定し、コメント欄にはもっと幅広い研修を実施すべきであるというコメントを付すということで進めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** そのもっと幅広いということですが、せっかく一院クラブさんが一つの例、地方自治の法の制度とか書いてるので、などもっと幅広くみたいに書いたらいかがでしょうか。

**○稲田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 法と制度については、それぞれの議員さん、個々でしっかり勉強されとると思いますので、そこについてはあえて研修ってところまではどうかというふうには個人的には今思いながら聞いておりました。ただ、土光委員おっしゃいますとおり、一院クラブさん、法と制度とは書いておられるんですけど、土光委員さんはなどという形で幅を広くって言うておられますので、研修であれば専門的な知識をいろいろ幅を広げるとい意味ではなどというふうな形でもいいのかなと今思いましたが、これ私個人的な見解ですので、ちょっと詳しいところは会派で相談してみないと分からないかなとは思っています。

**○稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 一院クラブさんの文章読むと、例えば書いてるのは法と制度の研修とって、すごくおんぼらとして、つかみどころがないような感じもするんだけど、私、実は最初にぱっとこれ見たときに、地方自治法についてきちんと理解をする、そういった研修というふうに、最初そういうふうに取り取ってしまったんですけど、だから漠然と法と制度云々じゃなくて、やはり私たち地方自治ということの中にいるわけですから、地方自治法そのものの研修というのは私はあってもいいかなと思ってます。だから、コメントもちょっと一院クラブさんの文言を借りる形で、地方自治法に関して研修を深めるみたいな、そういったコメントを入れたらいかがでしょうか。

○**稲田委員長** 確認ですが、地方自治あるいは地方自治法。

○**土光委員** 地方自治法です。

○**稲田委員長** 法。そういたしますと、例えばですよ、もっと幅広く地方自治法についての研修をする。

○**土光委員** など。

○**稲田委員長** あ、など。もっと幅広く地方自治法などの研修をすべき。

土光委員。

○**土光委員** 細かいちょっと文言ですけど、もっと幅広く地方自治法というと、地方自治法をもっと幅広くみたい読めてしまうので、もっと幅広く、例えば地方自治法などというふうに、私の趣旨としてはそういう意味です。

○**稲田委員長** 今城委員。

○**今城委員** どういう内容の研修をするのかということこここのところで付言をするということよりも、むしろ、例えば第1項のところでの研修ということの、今持ち帰りになっていますが、そこいら辺あたりできちっと各党派持ち帰りになっていますので、じゃあどういった内容のものが必要なのか、うちでは例えば防災とかハラスメントも必要じゃないかというような意見をつけてますので、その内容の部分、どういったものをというところは各党派で、一応この1項持ち帰りですので少し検討いただいた上で、ここでは幅広い研修を行うんだという、専門的なという、さっき土光委員さんがおっしゃってくださったような、そういうことも必要なんだよという、そういうところではないかなと私は思っています。ここだけわざわざこの具体的な内容みたいなのをここでつけるということもちょっとどうなのかなというふうに思いますので、その辺で皆さんが同意いただけるのなら、1項のところでは具体的な内容とかがあっていうのを今後詰めていくというような形ではいかがかなと思うんですが。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今城委員の先ほどの発言に同意します。

○**稲田委員長** そういたしますと、11条第3項はAで決定で、コメントなり付言なりを改めて、恐らく第1項も含まれるでしょうね、も併せて、研修とは何ぞやというか、どういったものを狙ってやっていくのがより効果的かというのは、またそのコメント、文言調整を別途していきましょと。別途というか、この検証のABC評価とは別にしていましょとということ、皆さん、よろしいですね。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** そういたしますと、次は第12条でございます。議会図書館についてでご

ざいます。

各委員からございますでしょうか。あるいは、他の委員に対する質問等ございますでしょうか。

そういたしますと、これ、A、B、分かれておりまして、B、安達委員、記載ございますので、せっかくですので安達委員、またこの内容について等、お願いします。

安達委員。

**○安達委員** これも少しきつめな、会派で話し合っているときに、自分の意見、ちょっときつめだったかなと思いつつながら、全体的にほかの意見が出ませんでしたので、こういう言い方でB評価をさせてもらっております。

**○稲田委員長** 同じく公明党議員団もBをつけられてますので、今城委員。

**○今城委員** 例えば、信風さんがコメントで言っているように、それを活用するスペースというところでは、ちょっと図書館というような、図書館ですよ、というような形に現実はなっていないなところや、今後デジタル化とか、結局のところ、そういうものっていうのは、個々人のインターネットで自分たちが学ぶというような感じに、ちょっと依存度的には高いかなって思っているところもあり、そういう様々なことを総合してBということにしています。広さの問題、内容の問題等を含めて。皆さんの御意見を頂戴しながら、Bに固執はしませんが、そういう内容でBというふうに考えています。

**○稲田委員長** ほか、Aをつけられているところで、何か御意見をいただければと思いたすが。

議会図書館の、簡単に言えば、評価をする視点というのは、恐らくいろいろな方向があり過ぎるんじゃないかなと思っております。皆さんが利用されて、何か不満足な点があったとか、例えばそういうのがあれば、それをお伝えいただければと思いたすが、なかなか視点を定めるのが少し難しいなと私も印象を持っておりまして。

土光委員。

**○土光委員** 評価外にしたのですが、改めて意見を言います。私はB評価。今どういう視点で評価するかということで、やはり議会図書館の広さ、それから、内容というのは書籍の充実度、それから、私たち議員が身近に利用しているものになっているかどうかというのが視点だと思います。広さは、必ずしも広いとは言えないですけど、正直言って、あんまり私、身近に利用していないので、広いからいいとか、狭くて使いづらいとか、それ以前の問題なので、そういった意味では、これはもう私に関してですが、各議員があんまり身近に利用していないのではないかなという印象を持っています。だから、そういう意味でB評価。もっと議員も積極的に利用したらどうかという意味を含めてB評価です。

議会事務局にちょっとお聞きしたいのですが、図書購入費が毎年8万円。その図書の充実度、これは最終的には私たちが利用して十分充実しているかどうか、私たちが判断はしなければならないのですが、議会事務局側として、年間予算8万円で図書を整備している、これ十分だと思っておりますでしょうか。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** すみません、ちょっと御答弁の前に1か所訂正させていただきたいんですが、この見出し、議会図書館としておりますけれども、これ正しくは議会図書室の誤りでございますので、申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

先ほどの土光委員さんの質問に対する答えなのですが、この8万が多いか少ないかということは、ちょっと今、私が十分かどうかということは明確な答弁はできませんけれども、確かに議員さんの中で、しょっちゅうあそこに入出入りをしておられるとか、そういったことはあまりお見受けしないということはございます。一つには、今、インターネットでいろんな情報が手に入るということもございますし、もしかして、御自身でいろんな書籍ですとか、そういったことも自分に合ったようなものを独自に購入されていたり、政務活動費の中でも活用しておられるというようなこともあるんじゃないかなというふうに思いますので、例えば、今8万で予算で、もっともっとうるさくいう図書を欲しい欲しいというような、充実してくれというようなお声が出てくれば、限られた予算の中でどういったものを購入すればいいか。それで、例えば8万円が少ないというようなことであれば増額、ほかの予算を見直しながら、そちらのほうの予算を増額するとか、そういったことも事務局としてはやっていければなというふうに思っております。以上です。

**○稲田委員長** 議会図書室に関しましては、先ほども視点がいろいろあるというふうに私も言いました。といいますのは、議会図書室は、事務局が運営、運営というか管理もしてらるんですが、利用者は明らかに我々議員ですので、議員が使ってみて、ああ、こういう不足してる点がある、もっとこうしたら充実すべきだということの積み上げた、要はそのニーズがあるんだけど、そこの差があるというところが一番評価するポイントかなとは思ってまして、現状、利用してる頻度が委員の中で、あるいは議員の中でまちまちですと、恐らくこれ、AとかBとか、広さというのは誰が決めるのかっていう話に究極はなるんじゃないかと思うんです。ですので、ちょっと私も意見を散らかしてしまったようなこと言って申し訳ないんですけど、評価しづらい内容なんですけど、仮にこれ、持ち帰るにしても、もう少しちょっと論点を整理して持ち帰ったほうがいいかなと思います。例えば事務局の運営がなのか、ちょっとこれは違うかもしれないしね。委員のほうの利用度が多いのか少ないのとか、そういった視点がないと、恐らくこれは難しいのかなと。要はデジタル化を誰がすべきかというのは、端的に言えば我々議員のほうが発案すべき内容で、事務局が発案すべき内容ではないんじゃないかなと思いますので、ちょっと私の意見を挟み過ぎましたけれども。

今城委員。

**○今城委員** 今、委員長がおっしゃってくださったこと、局長がおっしゃってくださったことを考えながら、信風さんのところの一番最後の数行のところ、議員個々の対応があり、評価しづらくなっているというふうにして書いていらっしゃるところが実は本当なのではないかなと私も思っていて、条文そのものっていうのには、図書室の充実努めるというふうにしてあって、その努めてないのか努めているのかという評価基準であれば、これは努めてないとは言いがたいですね。毎年きちっとした形で必要なものをそろえてくださっていると思っています。対して、現実どれだけ我々が使っているのかということや、自分が必要とするものは自分で、デジタルの部分も含めてっていう今おっしゃったことなどを考えると、持ち帰るのか、ここで結論になるのかは分からないんですけど、ちょっと評価しづらいのかもしれないなっていうのが、今現状ではないかなと思ったりもしています。なので、もし持ち帰りっていうことでしたら、評価できない、対象外ということにするのか、それとも現状、この条文に対しては、しているというところで評価するの

かというところの論点になるのではないかなというふうに私は皆さんのお話聞きながら思ったんですが、皆さんはいかがでしょう。

**○稲田委員長** ちょっと、その前に土光委員、手が挙がってましたけど。

土光委員。

**○土光委員** 評価の視点で、やはりこれ、私たち自身の自戒を込めて、身近に図書室を利用していないという事実があると思うんです。だから、そういった意味で、これ条文で、充実されているとなると、当然利用するはずだし、利用していないというのは、どっちがどっちか原因は別にいいですけど、そういう現状に、なかなかこの条文の精神には沿っていないという、なかなか満たしてないというように取れるので、そういった意味で私はB評価をしてもいいのではないかと思います。

それから、もう一つ、あくまでも、これ条文は、議会図書室の充実です。この方法として、書籍を増やす、書籍を充実するというのとは一つの方法だけど、別にそれ以外、例えばデータベースを図書室で利用できるようにするとか、それも充実の一つの方法だと思います。だから、そういった、単に図書を購入することだけが充実する手段、方法ではないので、そこはもっと広い視点から、身近に、私たち議員活動するために何が必要か、どんなことができるかというふうなことを考えていけばいいのではないかと。これはこれからということになりますけど、だから評価としては、なかなか身近に利用できる、している状態、実態ではないということをお戒を込めてB、AではなくてB評価にしたらいいいのではないかと私は思います。

**○稲田委員長** 奥岩委員、手が挙がっておりますね。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど今城委員、土光委員から御意見ございましたので、こちら、条文の書き方としては努めるものとするということで、努力目標みたいな条文かなと思いますし、振り返ってみますと、議会側から、図書、こういうのがあったほうがいいですとか、きっちと我々の任期になってからはっきりと事務局側をお願いしたことも、そういえばなかったなとは思いますが、現時点では図書も購入していただけてますし、おおむね8割達成できてるのではないのかなと思います。ただ、将来に向けては、お二方言うように、改善の余地はあるかなとは思いますが。

**○稲田委員長** ほか。

岡田委員。

**○岡田委員** これ条文そのものは、議会図書室の充実を努めるものとするということです。それに対する評価ということであれば、私はA評価だなというふうに思ってます。ただ、今それぞれの委員さんが言われたように、これ当然ですけど、議会図書室を充実していくということは、これを議員が積極的に活用することによってイコールになると思うんですけど、条文そのものにはそれは書いてないんですよ。なので、本来は議会図書室を充実させて、議員はそれを積極的に活用すべきものとするというようなところの、やっぱり条文を変えていく。要は、議会図書室そのものは充実を努めてるというのは、毎年予算をつけて、ある程度書籍を購入していくということは、充実を努めてるということに僕はなるんだろうというふうに思ってますので、ただ、これは言わずもがなというか、書いてなくても当然のことなんですけど、これは議員が当然積極的に活用するために議会図書室

の充実に努めてるわけですから、そこを条文に書いてないけども、そこまで含めて話をしていくのか、将来的にはそういうものも条文の中に明文化、ですから、いわゆる議会図書室の充実に努めた上で、議員が積極的に活用するっていうことになる、あんまり使っていないということになればB評価とかってことに私はなると思うんですけど、そこが条文の中にないで、議会図書室としては充実に努めているというふうに考えますんで、条文に沿った評価をしていくんだということであれば、私はA評価で。先ほど言った附帯の中で、やっぱり議員が、当然ですけど、積極的に活用するために図書室を充実していくわけですから、そこを附帯の文言としてつけるかつけないかというところじゃないかなというふうに私は考えます。

**○稲田委員長** 今、出ました中ですと、結構幅広に出たと思います。対象外も考えようによってはあるし、それから、AもあるしBもあるし、あるいは附帯のコメントのほうでカバーするという意見もありまして、無理に今ここでまとめようとまではしませんけど、持ち帰るにしても、少しまだちょっと幅が広い状況かなと思っております。皆さんそれなりに意見出して……。

土光委員。

**○土光委員** 今の岡田委員の話でまとめればいいのかないかなと思いました。つまり、A評価にして、実際、充実に努めるものとするということで、予算計上で本はちゃんと本は買っていると。そういった意味では、そういうことをしていると。ただ、コメントとして、なかなか実情として、議員が身近なものとして活用されていないとか。それから、これはぜひ入れてほしいんですけど、充実の方法で、単に図書購入だけではなくて、ほかの、一つの例で、何らかのデータベース、あれ使うのにすごいお金が要るので、共同でという方法で、図書室でそれが使えるんだったら、それは非常に意味がある。そういったことを、これから充実の方向としてこんなことも考えるべきだし、議員も身近に使うということをこれからやっていこうみたいなコメントつければいいのかないかなと思いました。

**○稲田委員長** そういたしますと、Aで決定で、コメントのほうでしっかりと補足というか説明を加えるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、そのようにいたします。

では、ページとしては最後になりました。9ページでございます。裏はありませんので、9ページで終わりです。第13条第1項政治倫理のところでございます。

まず、こちらは何か補足の説明等、委員からございますでしょうか。特にないですね。

逆に、他の委員に聞いてみたい、確認したいことございますでしょうか。

そういたしますと、これはAで決定ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 蒼生会のほうはコメントを書かれておりますが、特に触れられることはありますか。

門脇委員。

**○門脇委員** ちょっとこれは、なかなか、書いておりますけど、これを決めるっていうところまではなかなか難しいかもしれませんが、国会や何かを見てますと、そういうふうに、やはり議員としての規律をきちんとされてるようなところもありますんで、ぜひ我々

は必ずこうしてくださいというわけではないですけど、こういう方向にいったほうがいいんじゃないかなということで、問題提起として上げさせていただきました。

**○稲田委員長** どうしましょう。特にこのまま進めても、次に移ってよろしいですか。何か話し合っておきますか。いいですか。

では、蒼生会からこのような意見があったということで、皆さん、心に留めておいていただければよろしいのではないかと私からも申しておきます。

そういたしますと、第13条第2項に移ります。

これも各委員からの補足意見ございますか。

なければ、他の委員に対してお聞きになりたいことございますか。

そういたしますと、こちらはBをつけられております、よなご・未来、土光委員に改めてちょっと説明をいただければと思います。

土光委員。

**○土光委員** 書いてるとおりです。政治倫理条例、これに関しては、実際、検証がきちっと行われていないと思うので、だからB評価にしました。

**○稲田委員長** これは確認でお尋ねというか、全ての委員の皆様ともちょっと確認なんですけど、特に検証を行う義務はありましたですかね。要は検証が行われていないということなものですから。要は検証を行う義務なり何らかの決まりがあって、それをやってなければ確かにマイナス評価になるんですけど。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 前回、前の意見の取りまとめの分で、よなご・未来さんからここに書いていただいているんですけど、一定期間ごとに検証すべきではないかみたいな形がありまして、これが13条の1項、2項、両方に係るとは思うんですけど、ここ、1項、2項で、努めなければならぬですか、2項は特に、遵守しなければならないってあるので、それに関して遵守してるかどうか確認するっていう意味合いで検証っていうのを使われたのかなと思うんですけど、うちの会派といたしましては、当然遵守していますということでA評価というふうにさせていただいております。

**○稲田委員長** 土光委員、確認で伺いますけど、あまり耳障りのいい話ではないんですけど、何か倫理条例違反があるというわけではないですよ。あくまでも確認というプロセスが必要ではないかということですよ、土光委員。

**○土光委員** この倫理条例、過去、ちょっとこれに関していろいろ議会の中でも議論した時期があったと思います。そのときに、ここをこう直そうみたいな、多分改正もそのときされていたと思うんですけど、まだ継続の、この議論は必要だねとか、これはこういうふうに決めなければいけないねみたいな、そういったことが私はあったように思います。そういった意味で、まだ十分検証が行われていない。

それから、ちょっと今、条文が浮かばないというかはっきりしないのですが、この条文の中で、一定期間見直すとか、検証するとか、何か意見聞くとか、そういうようなのは全くなかったでしょうか。そこをちょっと確認させてください。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 米子市議会議員政治倫理条例でございますけれども、これは基本条例の中では検証というのが入っているんですけど、この倫理条例のほうでは、検証するというよ

うなところの規定はないというふうに今確認をしています。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。そうすると、一応ここでは、こういう13条の第2項、条文があって、この評価、私たちが実際これまでの議会活動やってることを見てどう評価することなので、特に条例自身に検証するという規定もないということ、今確認しましたので、だから、それぞれが遵守していると思ってA評価をするということで、それで異論はないです。私がBにしたのは、そういった守られていないからということではなくて、検証ができていないんじゃないかという、そういう視点からBにしたので、それぞれがA評価だと評価することに関して、いや、違いうだろうというつもりはないので、A評価で異論はないです。

○**稲田委員長** そういたしますと、第13条第2項はAで決定ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 次、第14条に移ります。14条第1項、定数です。

これも信風さんだけAをつけられてまして、他の会派さんが対象外とされてますので。安達委員。

○**安達委員** すみません、対象外で。

○**稲田委員長** よろしいですか。

○**安達委員** はい、よろしいです。

○**稲田委員長** そういたしますと、14条第1項は対象外ということで、皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** 同様にという言い方が適切かどうか分かりませんが、同じく第2項、第3項も同じような並びになっておりますが、安達委員、いかがでしょうか。

○**安達委員** 同様です。2、3。

○**稲田委員長** じゃあ、第2項、第3項も対象外、対象外で。したがって、第14条は1項から3項まで全て対象外ということで、皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では、第15条に移ります。第15条第1項でございます。

こちら各委員からの補足説明ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** あとは、他の委員に聞きたいこと、確認したいこと。いいですね。土光委員。

○**土光委員** 質問なんです、実績で令和2年4月から1名増員、これは令和3年になって減ったんじゃないかと思うんです。そこをちょっと事実関係。

○**稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** 土光委員おっしゃいますとおり、令和2年度のみ1名増員でございました。令和3年度は元に戻っております。

○**稲田委員長** よなご・未来さんが対象外で、他の会派がAでございまして、土光委員、いかがでございましょうか。

土光委員。

**○土光委員** ちょっと対象外にしたのは、なかなか評価できかねると思って、これ条文は、議会は議会事務局の体制を整備するものとする。議会はということなんですが、議会として議会事務局の体制、十分なのか不十分なのか、どんな課題があるのか、そういったことをちゃんと議論はしたことはないんじゃないかと。だから、よく分からないので、評価ができないということで対象外にしました。

**○稲田委員長** なかなか難しい面もございます。

別の委員の方から意見がございましたらと思いますが。

奥岩委員。

**○奥岩委員** うちからはA評価というふうにさせていただきましたが、先ほどのやり取りを伺いまして、可能でしたらちょっと持ち帰って、もう一度会派内で確認させていただきたいですが。

**○稲田委員長** 持ち帰りは、Aまたは対象外という意味でよろしいでしょうか。

では、皆様に確認いたしますが、Aまたは対象外で持ち帰りということでよろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 持ち帰りで、Aか対象外だけじゃなくて、例えばB評価とか、そういうことも含めてちょっと議論をするということで持ち帰りさせていただけないでしょうか。

**○稲田委員長** 土光委員のお考えを否定するつもりはありませんが、例えばAとBの違いがこういうところが見込めるというものがもしあればお聞かせ願いたいんですが。Bが駄目だと否定してるわけではなくて、どういう場合がAでどういう場合がBとかっていう例示していただけると非常に…。

土光委員。

**○土光委員** 委員長の言われることは分かります。条文で、議会は体制を整備するというように書いてるんだけど、議会がそういったことをきちっと議論したり、議会事務局の体制についていろいろ議論したことがない、少なくとも私はそういう記憶ないので、だから、そういう意味で、整備するものとする条文にあるけど、議会がそういった議論をしてないということでB評価というのもあり得るのかなと思って言いました。

**○稲田委員長** 分かりました。

では、AまたはBまたは対象外、3つとなりますが、こちらで持ち帰りでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 次です。15条第2項です。

こちら委員の皆様から補足の説明ございますでしょうか。

あとは、他の委員に聞きたいこと、確認したいことございますでしょうか。

こちらはA、B、C、分かれておまして、何かどこかに一つに集約というのが今、難しいなというのが率直なところでございますが。

岡田委員。

**○岡田委員** これ、先ほどの1のほうにも通ずるところだと思うんですけど、要は議会事務局の体制整備って、例えば、よくほかの議員の方との話の中でも出るんですけど、要は

当局には法制担当いるんですけども、議会事務局には法制担当がいないんですよ。これはやっぱり大きな議会になると、ある程度法制担当の方がおられて、議会事務局の法制の能力を高めて、議会としての力も上げていくと。そこまでのことをこの米子市議会のほうで求めていくということを現在まではやってないのかもしれませんが、そういう、いわゆる人をもう少し増やしたほうがいいのかというような議論と、あと、そういう法制担当がいたほうがいいのかとかいうようなことも含めて、ちょっとこれ検証なんで、ここまでやってきたことに対しては、ここは私、書いてありますように、具体的にどのような形で行うのか議論を深めていく必要があるということで、具体的に、ここに条文としてはあるんですけど、具体としてこういうことを求めてやっていくんだというのがちょっと見えづらいところもあって、それでそういう部分の議論をもう少し深めたほうがいいのかということも含めて、ちょっとBという形にさせていただいたんですけど、ただ、あくまでも議会事務局の体制を整備して強化していきたいという意思は各議員の中にあると思ってますんで、そのために人員も増強したいとかっていうことがあるんで、AかBかとは思ったんですけど、あえてここではBという評価をさせていただいたということです。以上です。

**○稲田委員長** ほか、意見を出していただけると。

土光委員。

**○土光委員** 私の会派としてはCというふうに書いたのですが、言いたいことは、この15条第2項で言われてる、大学等の研究機関、専門的知識及び経験を有する者の積極的な活用、これは事実として、私はできてないと思うんです。ということで、A評価ではない。ただ、BかCかは、別にあえてこだわりません。だから、そういった意味でCにしましたけど、Aじゃなくて、BかCか。できてないということはそうだと思うので、そういったことに関して、実際、どういうふうにすればこういったことが活用が図れるのかという議論を深める必要があるというコメントをつければいいのかということで、このように書きました。

**○稲田委員長** 今日、議論してきた中で、要は今できてるんだけど、将来の宿題が多いですねっていうようなものもあったんですけど、これに関しては、今どこまでできているかという部分が分かりにくいというか、実績もなしというふうになってますので、その確認を取っておく必要があるかなと思います。というのは、B、Cつけられてるところは、恐らくその部分でマイナス評価を加えられているのかなと思いますが、Aをつけていただいている公明党さん、信風さんのほうで何かコメントいただければと。

安達委員。

**○安達委員** その幅の部分の幅をちょっと議論したんですが、100%完璧にっていう充実感はないにしても、ある程度の評価を含めたA評価というのが意見だったというふうになんか記憶してます。どこまで体制整備を言っていくのかっていうときに、やはり個々の、法制とか法務が足りない、知りたい、そこがもう少しってときには、市長部局内のたけた人に聞いたりしてるので、その部分は、じゃあ、市長部局だから駄目よっていう意見じゃなかったように思ってますので、さっきのところでは、幅の部分でA評価にしたことを今思っております。以上です。

**○稲田委員長** 今城委員にも伺ってよろしいですか。

今城委員。

**○今城委員** A評価でコメントもつけておりませんのは、議会事務局の体制を整備するところがあるので、そこら辺のところもあるのですが、大学等の研究機関云々って書いてあるの、米子市はやっぱり地元にありますので、高専さんとかとの交流を得る中で、これが議会事務局とか議会としてっていうことが行われたのかどうなのかっていうことになってくると実績なしということになるんですけども、そういう体制というものが全くないのかというと、それはないわけではなくて、どのように使ったのか、使うのかではなくて、使ったのかということの実績なしという部分であって、体制がないのかというと、それはないのではなくて、使わなかったというだけのことなのかなと思うところもあって、A評価という形でつけたところですよ。

先ほど来おっしゃっている法務の問題というのも確かにあるんですけども、法務の問題が非常に必要になる場面ってというのは、むしろ我々議員が議員発議の条例なりというものを大量に出していく、要するに立法していくというところの作業みたいなところが大量に行われるからこそ法務ということが必要になるのであって、現状、そういうところが、我々自戒も込めて、どれほどできているのかということになると、その法務の部分が絶対要るのかというと、なかなかそこも考えにくいかな。ただし、そういうときに、相談したり参考にしたりできる体制がないのかというと、それはあるという評価として、この15条についてはAということにしているという考え方だと申し上げたいと思います。

**○稲田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** これは事務局に聞きたいんですけども、これ例えば、どっかの、国とか何かで研修会がありますよね、議会事務局の方向けの、何か、要は市の職員さんなんかも行くような研修会。ああいうのには参加をしておられるんですかね、今。

**○稲田委員長** 松下局長。

**○松下事務局長** 職員の研修につきましては、鳥取県の市議会議長会での職員研修もございますし、あと、これ執行部の予算の中なんですけれども、そういった予算を使わせていただいて、職員を東京に派遣して専門性を高めるとか、そういった研修には参加をさせていただいております。

**○稲田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** この条文だけ読むと、やっぱりそういう研修、我々が当局のほうに、そういう研修をいろいろとやったほうが良いというようなことも指摘をするんですけど、これは当然議会事務局のほうも、そういう、大学の教授に来ていただいてレクチャーしていただくということはなかなか難しいと思いますから、各議員もいろんな研修会があって、大学の先生が講師をされたりしている研修会なんかに行ったりしてますんで、そういうものも含めて体制整備するってというのは、大学等の研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図るっていう、そういう研修に行くということも、そういうことになるんだろうなというふうに思いますんで、これ条文に書いてあるけど、何をやったら、この条文を達成するのかっていうのが今の時点で明確になってないってこと自体がちょっとどうかなと思うところもあるので、そこをやっぱり明確にする、今回の作業を通じて。

それで、先ほど私申し上げた、いわゆる法制担当の件、これちょっとほかの他市の議員

さんとの話の中で出たんですけども、結局、二元代表制っていうことになるのと、当局のほうの法制担当を市のほう、いわゆる議会のほうも利用するというのは、これ議員提案ということだけじゃなくて、実は上がってくる条文に対して、これは国会なんかではやるんですけど、いわゆる条文そのものが法制の立場から見たときに本当なのかどうなのかっていうチェックを当然当局はかけて上げてこられるんですけど、それをやっぱり議会のほうでも持ってるっていうのが基本的な二元代表制っていうことであって、これはただ予算がかなりかかるんで、全国的にはなかなか議会のほうで法制担当を持ってるっていうのは少ない。ただ、本来の二元代表制でいくと、例えば4市で共同で法制の人間を何とかしたらどうだとかっていうような議論もあったりして、実は二元代表制とは言ってるんですけど、当局のほうで圧倒的に法制に関しては強い立場だっている、地方自治の場合はほとんどそうなるんですけど、そういうものまで、例えば是正をしてやっていくんだというところまで求めていくのか、そこまではないけれども、本来の二元代表制としてのあるべき姿っていうのは、基本的に当局と議会が対峙する形になるわけですから、その辺りのところをどこまで議会事務局の、いわゆる充実というのを図っていくのかっていうことを、議論を通じてある程度明確にしていきたいなということがあります。

ただ、体制整備っていうところが、基本的には議会事務局の皆さんに頑張ってもらってるんで、そういう部分ではA評価をしたいなっていうのはあるんですけど、ただ、文言として見たときにはそういう余地があるので、B評価にさせていただいたということが実情だということをお理解いただきたいと思います。

**○稲田委員長** ほか、まだこの件に対して言及されてない委員で、話しておきたいということがあれば。

そういたしますと、これ単純に、土光委員のほうから、CまたはBでもよいということもありましたので、単純にすれば、AかBの持ち帰りにはなるんですけども、いやいや、いろいろと前向きな問題提起もあったものですから、なかなか私もA、Bで持ち帰りましようと言いつらい状況でございまして、それはそれで持ち帰って、ただ、また次、2回目、これなったときに、やっぱりこういうコメント必要だろう、あるいはもう条文変えていこうじゃないかみたいなことも、もう一度、これやるということでもいいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、持ち帰りとしては、AまたはBでお願いいたします。

それでは、最後の条文でございまして。第16条第1項でございまして。

先に申しますと、今日、この検証がもう間もなく終わりを迎えようとしておりますが、パブリックコメントの件は以前、土光委員からいただいておりますが、今日はそのことについて確認をしようと思っておりますが、若干このことも関連するかなとは思いますが、どうしましよう、厳格に分けるならば、パブリックコメントはこの終わってから後で皆さんに聞くということよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、進めます。

まずは各委員からの補足説明等あればお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** これ前回のときに、私が中身、ちょっと勘違いしてたようでして、この書か

れているとおりに公表する必要があるっていうのは、公表はするという前提で、協議中であるということだったと思いますんで、コメント自体は取り下げるとするか、そういうことにしたいと思います。

ただ、評価としては、公表するというだけではなく、ほかのでも書いてあるんですけども、市民の方の意見も取り入れるような、先ほどパブリックコメントの話もありましたけれども、そういうようなシステムも必要かなと思いますんで、評価としては、ここでは一応Bとさせていただきたいと思います。

**○稲田委員長** そういたしますと、Bは変わらずということですね。

よなご・未来の土光委員は、Cとされていらっしゃるということで。

土光委員。

**○土光委員** Cにあえてこだわる、BまたはCという意味で取ってください。Cにあえてこだわりません。つまり、A評価でなくてCまたはBと考えるのは、条文で、市民に積極的に公表するもの、積極的にというのがあるので、単に検証結果が、しましたというのをホームページに載せるとか、そういう、これ当然公表になりますが、それでは、それにとどまらずに、それを市民にちゃんと見てもらって、市民の意見を聞く、そういった工夫をするというのが必要だと思うので、そこはされていないと思うので、BまたはC評価、そういった意味の、このコメントです。

**○稲田委員長** これもちよっと難しい分かれ方をしておりますが、積極的な中にホームページが含まれるのか、あるいはさらなる媒体と申しますか、あるいはツールと申しますか、を含めるかどうかっていうのは、今日も分かれてきたというか、目の前のやることを淡々とやってれば十分である、十分というか、というのと、もっともっとという部分が混在してしまっておる状況かと思いますが、これ持ち帰るにしても、対象外か、土光委員のほうに歩み寄っていただいたので、B、この2通りにはなりますが、論点がなかなか私もちよっと、今、整理しづらいなというのが率直なところなんですけど、どなたか、また意見いただければと思いますが。

岡田委員。

**○岡田委員** 条文だけからすると、公表するものとするというふうになってますので、公表するということのやり方を問うてるというか、どれだけ積極的に公表したかどうかということだと思うので、先ほど土光委員も言われたように、公表した上で、市民の皆さんから意見があれば意見を募って、またそれを次にフィードバックしていくという作業そのものは当然必要だろうというふうには思うんですけど、ただ、この条文にもしそこまで含めるのであれば、やっぱり条文の内容をもう少し変えていく。要は公表した上で市民の皆さんの意見を聞いて、積極的に、例えば市民の意見を聞いていくべきだとかっていうような、やっぱり条文がないと、ある程度条文があっても、そこから拡大解釈というか、幅を持ってやっていくっていうことは必要だろうと思うんですけど、基本的にやっぱり条文をつくってるわけですから、ある程度そこに基本的に応えていくということだろうというふうに思いますんで、僕はその公表するものとするということに関しては、ただ、これやってないんで、僕は、何ていうんですかね、対象外っていうことにはしてるんですけど、BとかCとかっていうことになるのかなという気がするところです。

**○稲田委員長** ほかどうでしょうか。このままBまたは対象外で持ち帰りますか。いいで

すか。

では、Bまたは対象外で持ち帰るということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 一番最後でございます。第16条第2項でございます。

こちら委員の方から、それから、他の委員と、ございませんね。

そういたしますと、こちらは共産党さん、又野さんのところがAをつけられておりますが、いかがいたしましょうか。

又野委員。

**○又野委員** 必要があると認めるときは適正な措置を講じるものとするということで、当然、そういう立場でいると思いましたのでAにしたんですけれども、確かにそういう実績があるかと言われると、評価もできないのかなということで、対象外としても私は構いません。

**○稲田委員長** そういたしますと、16条第2項は対象外ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** そういたしますと、最後まで到達いたしました。御協力ありがとうございます。

今後につきましてですが、持ち帰ったものを次回以降、さらに検証を深めたいと思いますが、実質的には意見を述べる機会はあるとすれども、A、B、C、または対象外の区別はしっかりとつけていきたいと思えます。時には、採決と申しますか、手を挙げていただいて多数決ということも行いますので、よろしく願いいたします。

次は、パブリックコメントの是非と申しますか、この議会基本条例の検証に当たって、パブリックコメントを導入してはどうかと、以前、土光委員から提案がございましたので、この場で各委員の皆様のお考え、要は採用する、しないの別でよいかと思えますが、意見をいただければと思います。

土光委員。

**○土光委員** ちょっとその前にいいですか。私が提案した事柄ですけど、要は趣旨としては、公表して、当然市民に見てもらって、市民が私たちの評価をどういうふうに市民が評価するという意見は、ぜひ聞くべきだという、そういう趣旨です。例えばということでパブリックコメントもあり得るということで、パブリックコメントってイメージ決まっていますよね。だから、それに固執するわけではなくて、市民の意見を聞くということをきちっと何らかの方法でやる。例えばパブコメみたいな方法がありますよという、そういう趣旨で申し上げました。パブコメそのものをやるかどうかということ言ってるわけではないことは御理解ください。一つの手段として、そんなことも考えられるのではないかと、いうふうに言ったつもりです。

**○稲田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 当然これ、結果を取りまとめて公表するわけですよね。公表して、例えば市のホームページに載せたりとか、広報に載せたりとかっていうようなことをするんだろうと思うんですけど、そこで市民の皆様のお意見や御感想をお聞かせ願いますというようなことも書かれると思うんですけど、それで私はいいのかなという気はするんですけども、

最終的に市民の方の判断は、当然ですけど、議員ですから、選挙ということでされるということも、これ当然ありますので。ただ、議会としてこの検証をして、結果としてこうなりましたということ公表して、市報なりホームページに載せて、そこで市民の皆さんからいろんな御意見を募って、それをまた議会としてどういうふうに受け止めるのかっていうのは、また御協議していくんだと思うんですけど、広く広報の一環としてホームページなり、市の広報に載せていくということで、私はいいいじゃないかなというふうに思います。

**○稲田委員長** ちょっと確認で、一応確認。前は、この議場で最終日に報告とかありましたけども、ホームページには載せました。議会だよりにはどうだったでしょうか、載せてないですね。ですので、市民の皆様にお知らせする方法は、議場でのやり取りが報告され、報告というか、オープンにされてることと加えて、ホームページでの公開となっております。

1つ戻ります。岡田委員の前の土光委員のところで、パブリックコメントという手法のみにこだわるわけではなく、市民の方の評価とか、あるいは意見を聞く機会ということで、皆さん、そういう語り方でよろしいですか、どうしますか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほど岡田委員もおっしゃられたんですけど、当初、通常のパブコメをイメージしておりましたので、先ほど土光委員から、そうではなくてっていうお話でしたので、そういうことであれば、岡田委員のおっしゃられるとおり、当然、議会のほうのホームページでも公表されますし、それを見られた方から、御意見ある方はメールなりなんなり御意見があるかと思しますので、このまま公表させていただいて、それでよいのかなと思います。

**○稲田委員長** では、そのような意見の聴取の仕方で行いますよ。

門脇委員。

**○門脇委員** 今、奥岩委員が、同じ会派ですので同じことですけど、前回の委員会、パブリックコメントということでしたので、そういう語り方でやりましたけど、やっぱり議会の基本条例の検証については、議会運営委員会ですっきりと検証すべきだということで、パブコメについてはやらなくてもいいんじゃないかっていうことになりましたけど、先ほどちょっと広義の意味といいますか、パブリックコメントについてありましたけども、私も今、お二方が言われたような方法でやればよろしいんじゃないかと思っております。

**○稲田委員長** 土光委員、できればお1人ずつ伺いたいものですから。

**○土光委員** 別に後でもいい。

**○稲田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 私もパブリックコメントではなくても、何らかの形で市民の意見が聞けるような状態にしたらいいかと思いますので、意見等ある人はお寄せくださいという形でもいいと思います。ただ、それをやった上で、全くそういう意見が来ないようであれば、またやり方をそのときに考えて、意見が寄せやすいようなやり方に変更するとか、そういうようなことでやっていけばいいと思いますので、取りあえずお寄せくださいという格好でもらえばいいかと思っております。

**○稲田委員長** では、1つ上がりまして、今城委員。

**○今城委員** 前回ですね、前々回ですかね、土光委員さんからは、パブリックコメントという言い方をされて我々持ち帰りをしたわけですから、この段になって違いますというような言い方をされるのはちょっとどうかと、一つ言わせていただきたいと思います。きちんとした形で、これを持ち帰ってくださいというふうに委員長から言われていて、会派で持ち帰っていますから、それがこの場になって違いますとかいうような言い方をされるっていうんだったら、最初から言わないほうがいいかなというふうに、一言苦言をさせていただきますと思います。

その上で、我々としましては、パブリックコメントに関しては、行政等が事業、その事業について広く市民の方の意見を聞いた上で、もしも、その内容のとおり修正などが行われるということを前提に、様々な考え方を盛り込んでいくということを考えながら行われるものですから、こういう手法というものは、今回の検証については全くなじまないなということを考えて、パブリックコメントについてはしないというのが考え方です。

先ほどからのお話で、ホームページとかに載せますっていうのは前回にも確認しているところですが、この載せるという部分というのは、当然、成案を載せる。最終的には我々、中間報告ですけれども、議決をいただいたものしか成案としては出せませんので、そういうところできちんと載せるというのは成案しかありませんから、成案をきちんと載せる、これはもう当然のことだと思っておりますので、これは賛成をいたします。しかしながら、このものに、成案が行われたものについて御意見を頂戴するっていうことは、これまでも様々なことで御意見きつとあつてると思っておりますので、それは構いませんというか、当然のことだと思ってるんですけども、その御意見を頂戴したことに対して、一々の返答や一々の修正が行われるかということ、これはできないことですので、はっきり言って、受けますだけの話であるということを確認した上で、公表は当然するんだというふうに私は認識をしていますし、会派でもそのように考えていますので、そのように今回のお答えはしたいと思います。以上です。

**○稲田委員長** 続きまして、安達委員、お願いします。

安達委員。

**○安達委員** パブコメというところまで、会派できちんと話し合いまではしてませんが、やはり公表するんだっていう認識は一致して持ってましたので、そこまでの話かなと思って理解しておりましたので、何らかの形で、先ほどはホームページということも言われましたが、そのような公表の仕方をされるというふうに理解しておりました。以上です。

**○稲田委員長** 最後、土光委員、途中手が挙がりましたが。

土光委員。

**○土光委員** まず、私、最初提案したときに、パブコメをやれというふうには言っていないです。市民の意見を聞くことが重要、例えばパブコメみたいな手法もある、そういうふうに言ってます。それは議事録で確認してください。

これに関してですが、とにかく公表して、市民の意見を、例えば、単に意見をお寄せくださいでは、なかなか意見が出ない場合が多いです。例えば、前回これ、ホームページで公表したんですよ、評価。そういったこと1回やられてるんですよ。何か市民から意見ありましたか。

**○稲田委員長** 松下局長。

○**松下事務局長** なかったというふうに認識しております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、ホームページで公表するだけでは、当然、公表したら市民が見れるはず、見たら意見が出るはず、そういったことは可能な状態にはしてるけど、事実として、ホームページで公表するだけでは、市民からの意見はなかなかもらえないわけです。だから、市民が意見を出す、そういった、つまり、市民から意見を出してもらえる仕組みが必要だと思うんです。以前、ホームページだけだったら、公表したけど、市民からは何も意見を出してもらえなかった。やはり、それでは私は駄目だと思うので、例えば、今、話では、議会だよりもそれを載せるとか、また違った方法。ただ、議会だよりも載せるとなると、印刷物ですから、それなりの多分予算が要ります、ホームページはあんまり関係ないけどね。だから、そういう方法も考える。とにかくホームページに載つけたから、それで積極的に公表した、市民の意見を出してもらおう仕掛けには、私はなっていないので、何か仕掛けが必要だということです。そういった一つの、今、私が提案したときには、今、思い浮かぶのは、例えばパブコメみたいな手法もあるんじゃないかと、そういう流れで言ったつもりです。

○**稲田委員長** 土光委員、よろしいですか。

○**土光委員** はい。

○**稲田委員長** まず、これちょっと運営上の話になるので、2点言わせてください。

私の理解が乏しかったかもしれませんが、私はパブリックコメントというものを実施するか否かというふうに受け取りました。持ち帰っていただくときも、パブリックコメントも実施するか否かということでお願いしておりました。そのときに、今、時計を戻せばいいんですけども、戻せませんので、パブリックコメントを中心に議論したことに対して、今、何かしらお考えが違うようなことをおっしゃられても、少しそれは違うのではないかと思います。

それともう1点。でき得るならば事前の御相談、調整なりをいただきたいと思います。最後、委員会を閉じるときのその他のところで手が挙がっての発言だったかと思います。それを否定するつもりはございませんが、やはり事前にこのような案件を委員会に提案していきたい、やはりそこには委員長、副委員長も意見を言わせていただき、受け入れる、あるいは受け入れない。もちろん受け入れる場合には、より充実したものや、どういうふうにできるかという工夫なり提案なりをしたいと思います。突然、手が挙がって話をされて内容を持ち帰る場合は、私もその場で即興で聞いたもので論点を整理して、こういう形にしますとお返ししなきゃなりませんので、そこにそごが生まれることに対して、今、何かしら違う意見言われても、それはちょっと委員会運営についてなかなか難しいものがありますので、今後でき得るならば、事前に分かっているものは事前に御相談ください。お願いいたします。

土光委員。

○**土光委員** 今、委員長が言われたことは分かりました。その他で何か言うときに、できるだけ事前にお伝えする、そういう努力はします。

ちょっと元に戻りますね。この意見ですけど、だから、私が言いたいのは、市民から意見を出してもらおう仕掛けが必要だというふうに思ってるわけです。1回ホームページだけ

で公表したということでは、意見を出してもらおう仕掛けとしては、それはうまく機能しなかった、だから、ほかの方法。そこで、一つアイデアとしてパブコメという言い方をしたのですが、その辺の言い方は、ちょっと誤解を招く言い方だったかもしれないというのは、それは認めます。だから、ほかの方法として、議会だよりにいわゆる活字の形で載せる。でも、なかなかそれやるというのは、予算措置のこともあるから、でも、検討に値すると思います。それから、例えば議会報告会で、そこで意見を出してもらうというの、やり方ありだと思います。だから、そういった市民から意見を出してもらおう仕掛けを私たちはちゃんと考えていってはどうか、いきたいというのが私の意見です。

**○稲田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 少し先ほどのに戻るんですけど、16条の1項の検証をしているときに、持ち帰りがBか対象外かということ、いろいろと議論があった中で、公表の仕方がどうかということもありましたので、今、各委員さん、いろいろ御意見言われましたんで、その辺りも含めて、会派に持ち帰らせていただきたいなと思います。

**○稲田委員長** そういたしますと、まず、パブリックコメントで先ほどスタートして、お1人ずつ聞き取った部分は、広い意味で市民の意見をどう聞く、聞いていくかということになって、大半の方が、ホームページを利用した、前回と同様に掲載して、そこに市民の意見が届きやすい環境をつくるというところで一致したというところは、まず確認させていただいてよろしいですね。加えて、先ほど報告もあったとおり、ゼロ件であった。同じことをすれば、同じような数字になるのではないかという危惧があるので、以降、土光委員からの提案は、何かしらの仕掛けづくりが必要であるという御意見だったので、奥岩委員がそれに対して、16条1項のところでも新たにむとときに、そのようなことも併せてやればいいのかという前向きな提案があったというふうに理解いたしましたので、そのような運びでさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** では、最後、その他に移りたいと思います。協議事件3、その他でございます。

次回の開催を10月13日水曜日午前10時からとしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと…。

（「もう一度はっきり言ってもらっていいですか。」「聞こえなかった。」と安達委員）

**○稲田委員長** 聞こえますか。10月13日水曜日午前10時からにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（「ありがとうございます。」と安達委員）

**○稲田委員長** それから、最後でございますが、前回の定例会の最終日でもお伝えいたしました、改めて時間管理は厳格にお願いいたします。同様なお願いをしておりますが、それが守られない場合は何らかの対応をさせていただきますので、あらかじめお伝えしておきます。

私からは以上でございます。

委員の皆様、何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○稲田委員長** 議長、副議長、ございますでしょうか。

〔「ありません」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** では、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午後 4 時 5 3 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清